平成２３年（フ）第８０１号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台２丁目３番地９
ハイツハーモニーＡ101
債務者　大森　五郎
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８０２号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台２丁目３番地９
ハイツハーモニーＡ101
債務者　大森　文子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８０４号
栃木県真岡市長田1326番地６、住民票上の住所栃木県河内郡上三川町大字上三川4306番地
債務者　川原　政美
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８０５号
栃木県宇都宮市松原２丁目５番18号
債務者　中山　貴子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８０６号
栃木県宇都宮市駒生町1209番地22、前住所栃木県宇都宮市松風台1200番地291
債務者　荒木　逸雄
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１１号
栃木県宇都宮市砥上町336番地65
債務者　巻嶋　絵理
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０６号
愛知県知立市逢妻町道瀬山16番地３　フォーエヴァー成307号、前住所愛知県刈谷市東境町児山263番地
債務者　近藤　康弘
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月23日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１５５９号
北海道江別市弥生町37番地の11　キャパハウス102号室
破産者　吉泉　広宣
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２８号
福島市御山字清水尻45番地の３
破産者　長澤　明彦
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１４８７号
埼玉県川口市戸塚東４丁目24番１―306号
ライオンズガーデン東川口第２
破産者　殿岡　通男
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
山梨県北杜市白州町白須232番地
破産者　原田屋こと　原　　鈴香
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７７１８号
大阪市阿倍野区播磨町２丁目10番17―104号
破産者　堀尾　謙一
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９５７号
大阪府東大阪市東石切町５―２―23、開始決定時の住所大阪府吹田市江の木町14番13号
破産者　青木　和弘
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７６７号
大阪府八尾市山本町２丁目４番17号
破産者　西村　秀樹
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２５号
鹿児島県姶良郡湧水町般若寺270番地１
破産者　西田　仲次
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
岩手県二戸市堀野字下タ川原89番地４
破産者　瀧澤　美幸
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１３８号
山梨県甲府市大里町5253番地　メゾン大里101、住民票上の住所長野県千曲市大字寂蒔431番地１グランドール21―Ｂ―202
破産者　遠藤　裕二
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部